

渡部かずふみ 議会だより

第9号 2009年7月8日



発行 渡部かずふみ後援会
 沼津市宮本140
 電話 055-924-7283
 Fax 055-924-6186
 発行責任者 山本 一彰
 編集責任者 杉山 徹

6月定例会で放課後子ども教室試験運用の成果等を質す

第9回（6月）定例会 会期 2009年6月8日（月）～6月26日（金）



6月4日に開港した富士山静岡空港

第9回（6月）定例会は、会期が6月8日から26日までの19日間で開催され、議員発議5件、当局議案25件を審議し、いずれも原案通り議決しました。

なお、本定例会は3年度目初の定例会であったことから正・副議長および各種委員会の正・副委員長が改選され、渡部議員は民生病院委員会の副委員長に再選されるとともに、伊豆市沼津市衛生施設組合の監査委員に就任しました。

渡部議員は一般質問で、「“放課後子ども教室”試験運用の成果と今後の展開」、「青少年インターネット環境整備法を受けた本市の対応」などを質すとともに、具体的な政策を提言しました。

新貨物駅用地取得の一日も早い可決を！

約5年の歳月を掛けて進めて来た「新貨物駅用地取得事業」が一部の地権者の理解が得られず難航しています。

平成19年度に事業認可を再取得し、静岡県と沼津市が事業主体となり、平成22年度末までに土地取得を完遂すべく、現在も継続して任意交渉を続けています。この間、二度にわたる沼津市長選挙において大きな争点となりましたが、いずれの選挙結果も「鉄道高架事業の推進」を掲げた候補者が当選しており、沼津市全体の民意は「鉄道高架の事業推進」を容認していることとなります。

反対地権者の主張を集約すると「公益性が認められない」、「周辺環境の悪化が心配」等ですが、地元自治会等の要望を汲み取り、東西道路の整備、南北道路やアンダーパスの新設、緑地公園の整備等が事業計画に盛り込まれ、沼津市は地元要望に対し誠実に対処しています。今回の補正予算で計上された1億円は任意交渉による用地取得が進展すれば支出しなくて済むお金です。これまで約7割（面積ベース）の地権者にご理解とご協力をいただいております。これらの皆様の事業推進に向けた熱いお気持ちを大切にす意味でも、一日も早い解決が望まれます。



反対地権者が掲げた看板

◆◆◆◆◆◆◆◆ 土地収用制度とは？ ◆◆◆◆◆◆◆◆

公共の利益となる事業のために土地取得を進めている中で、事業の起業者と土地所有者との間で土地の所有権を巡って争いがあり、任意契約では土地取得が困難な事態が起こります。こうした場合、一定の手續に基づき、土地所有者の意思に関わらず起業者に土地所有権を取得させる制度を「土地収用制度」といい、土地収用法で、その要件、手續き、効果や土地収用に伴う損失の補償等について規定しています。

任意交渉→(事業認定の取得)→「**裁決申請等**」→裁決→土地・物件の明渡し→事業(工事)実施

※事業認定の取得から裁決までが収用のための手續きです。

第9回(6月)定例会の主な議案 ⇒ 原案通り議決

10億円弱に及ぶ平成21年度沼津市一般会計補正予算等を議決

第9回(6月)定例会では、専決処分を含む報告議案が6件、人事議案が2件、一般議案が9件、条例改正議案が5件、補正予算議案が3件、議員発議による意見書等が5件の合計30件の議案を審議し、すべて原案通り認定・承認・可決されました。

1. 市道路線の廃止

東名高速沼津インター線付近の東駿河湾環状道路等の設置工事に伴い市道1799号線を廃止する。

2. 市道路線の変更

前議案と同様の理由で、市道1796号線、1802号線、1804号線、1830～1834号線、1853号線など7路線を変更する。

3. 市道路線の認定

前議案・前々議案と同様の理由で、市道1967線～1969線の3路線を認定する。

4. 新たに生じた土地の確認(多比)

津波対策として埋立方式により堤防を建設したことに伴い次の土地が新たに生じた。

- ・公有水面埋立地 ⇒ 12,339.16 平方メートル (多比字城口、同字小谷戸、同字着川地先の北側部分)
- ・公有水面埋立地 ⇒ 680.09 平方メートル (" " "の南側部分)

5. 字の区域の変更(多比)

前議案の新たに生じた土地を字(城口)に編入する。

6. 住民票の写し等の交付に関する委託事務の変更に係る協議

地方自治法第252条の14第2項の規定により、次のように規約を定め、熱海市、三島市、伊東市、御殿場市、裾野市、伊豆市、伊豆の国市、函南町、清水町、長泉町及び小山町と沼津市との間で相互に委託した住民票の写し等の交付に関する事務を変更し、戸籍に記載されている事項の全部または一部を証明した書面の交付を追加する。

7. 沼津市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正

職員の勤務時間を週40時間から38時間45分に改定するとともに、取り扱いが不明確だった休息時間を廃止する。

8. 沼津市税賦課徴収条例の一部改正

地方税法の一部改正に伴い、市民税の住宅借入金等特別税額控除に関する規定を設けるほか、所要の改正を行う。

9. 沼津市学校給食共同調理場条例の一部改正

第三小学校の給食調理場の廃止に伴い、第四小学校共同調理場の給食実施校を変更するとともに、静浦東小学校に共同調理場を設置するほか、所要の改正を行う。



市民の再開発ビル「イーラde」をもっともっと活用しましょう！

「第21期沼津市議会の3年目の体制が固まる」

第9回定例会では、2年任期の議長、監査委員をはじめ、副議長、正・副委員長が交代しました。

(1) 議長・副議長・監査委員

*アンダーラインは渡部議員と同一会派(市民クラブ)のメンバーです。

議長：山崎 篤、副議長：井口 哲男、監査委員：和久田 光一

(2) 委員会の構成 ◎：委員長、○：副委員長

①議会運営委員会 (9人)

◎真野 彰一、○伊藤 正彦

③文教消防委員会 (8人)

◎浅原 和美、○植松 恭一

⑤建設水道委員会 (9人)

◎宮代 善幸、○千野 慎一郎

⑦特別会計企業会計予算決算委員会 (17人)

◎鈴木 秀郷、○曳田 卓

⑨議会だより編集委員会 (9人)

⇒ ◎井口 哲男、○高橋 達也

②総務経済委員会 (9人)

◎頼重 秀一、○岩崎 英亮

④民生病院委員会 (8人)

◎水口 淳、○渡部 一二実

⑥一般会計予算決算委員会 (17人)

◎滝口 文昭、○深瀬 勝

⑧沼津駅鉄道高架事業推進特別委員会 (13人)

◎城内 務、○二村 祥一

*上記以外に「沼津駅の高架を推進する議員の会」の会長が辞任したことから城内務議員(前事務局長)が会長に昇格し、渡部議員が事務局長に就任することが内定しました。

第2回臨時会の主な議案 ⇒ 原案通り議決

教育長、市議会議員、特別職を含む沼津市職員の期末手当等の減額を決定しました

第2回臨時会は、会期が5月25日から26日までの2日間で開催され、当局議案3件を審議し、いずれも原案通り議決しました。

1. 専決処分の報告及びその承認について（沼津市税賦課徴収条例等の一部改正）

年金の特別徴収、固定資産税、山林所得金額、上場株式等に係る課税配当所得などの取り扱い変更に伴い所要の改正を行う。

2. 専決処分の報告及びその承認について（平成21年度沼津市老人保健事業特別会計補正予算（第1回））

今回の補正予算は16,396千円を追加するもので、その結果予算総額は109,396千円となる。内容としては前年度医療費の確定による繰上充用金で、財源としては国庫負担金、県負担金等をもって充てる。

3. 沼津市職員の給与に関する条例等の一部改正について

国家公務員の給与改定にならい、平成21年度6月に支給する期末手当及び勤勉手当について、所要の改正（役職に応じて減額）を行う。

10. 沼津市立保育所条例の一部改正

金岡保育所の改築に伴い、定員を変更する。

（補足）160人定員化(10人増)に伴い新たに1人の保育士を追加し、保育士23人、看護師1人の計24人体制となります。

11. 沼津市芹沢光治良記念館条例の制定

沼津市芹沢光治良記念館の設置及び管理について、条例を制定する。

（補足）当記念館は10月1日のオープンを目指しています。入館料は小人50円、大人100円となります。

12. 平成21年度沼津市一般会計補正予算（第1回）

今回の補正予算は、885,747千円を追加するもので、その結果予算総額は、70,535,747千円となる。内容としては、市税償還金480,000千円、沼津駅北拠点施設整備事業費210,000千円、鉄道施設移転事業費100,000千円が主なものである。財源としては、それぞれの特定財源の他、一般財源として繰越金などをもって充てる。この他、債務負担行為として沼津駅北拠点施設整備事業費を追加する。

（補足）沼津駅北拠点施設整備事業費：展示イベント施設及び市民交流施設の基本設計・実施設計費
鉄道施設移転事業費：土地収用法第36条「裁量認定」に係る委託費

13. 平成21年度沼津市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1回）

今回の補正予算は、4,464千円を追加するもので、その結果予算総額は、21,220,464千円となる。内容としては、前期高齢者納付金4,464千円を追加するもので、財源としては、前期高齢者交付金をもって充てる。

14. 特定事業契約の締結（（仮称）沼津市消防本部・北消防署庁舎整備事業）

沼津消防パブリックサービス(株)と施設整備等の対価「1,466,500千円+分割手数料」と、維持管理業務の対価「235,000千円」で特定事業契約を締結する。

15. 工事請負契約の締結（内浦地区広域漁港整備事業小海3号防波堤整備工事）

株土佐谷組と159,390千円で工事請負契約を締結する。

16. 工事請負契約の締結（沼津市立片浜小学校屋内運動場・（仮称）片浜地区センター建築主体工事）

株加藤工務店と505,050千円で工事請負契約を締結する。

17. 平成21年度沼津市一般会計補正予算（第2回）

今回の補正予算は、102,000千円を追加するもので、その結果予算総額は、70,637,747千円となる。内容としては、参議院議員補欠選挙費57,000千円及び地域情報化推進事業費45,000千円を追加するもので、財源としては、国庫補助金などをもって充てる。

*その他、専決処分の報告が1件、継続費繰越計算書・繰越明許費繰越計算書・予算繰越計算書等の報告が4件、人権擁護委員推薦・監査委員選任の同意が2件、永年勤続議員に対する感謝状の贈呈、前正・副議長に対する感謝状の贈呈、「（仮称）協同労働の協同組合法」の速やかな制定を求める意見書、沼津河川国道事務所、出張所の存続を求める意見書、新たな過疎対策特別措置法の制定を求める意見書も審議しました。また、常任委員会の閉会中の継続調査、議会運営委員会の閉会中の継続調査も確認されました。



新貨物駅用地の文化財発掘調査現場

第9回（6月）定例会 渡部かずふみ「一般質問」

1. 「放課後子ども教室」試験運用の成果と今後の展開について

（1）大岡小学校で試験運用されている「放課後子ども教室」事業の成果

「質問」この半年間の「放課後子ども教室」事業の試験運用の実態を踏まえた成果に対する当局の認識は？

「答弁」平成20年度10月から3月まで、大岡小学校で試行した放課後子ども教室推進事業は、概ね週に一度の開催であったが、常に100人前後の児童が参加し、子どもが自ら創意工夫し、ルールづくりをする遊びの場、自主的に宿題等の学習をする学びの場、野菜づくりやペットボトルの風車づくり等の体験の場、そして異学年の児童や見守りをする大人との交流の場を作り出し、充実した時間を過ごした。また、放課後子ども教室関係者を対象に行ったアンケート調査では、9割を超える子ども達が「楽しい」「まあ楽しい」と回答し、保護者からは「親子の会話が増えてうれしい」などの感想を、ボランティアの方からは「子どもが『おじさん元気』と声をかけてくれるようになった」などの感想をいただいた。このように、児童が放課後の時間に、地域の方々の見守りの中で、楽しみながら体を思いきり動かし、自主性、社会性及び創造性を養い、異学年の児童や地域の大人との交流を図れたことは、地域社会の中で子ども達が心豊かで健やかに育まれることを狙いとしたこの事業に一定の成果が得られたものと考えている。

（2）「放課後子ども教室」事業の今後の展開

「質問」これまでの「放課後子ども教室」事業の運用実態や「放課後児童クラブ」との関係、地域の協力体制などを踏まえ、本市として「放課後子ども教室」事業の今後の展開をどのように考えているのか？

「答弁」今年度は引き続き大岡小学校で年間を通じて実施するとともに、平成20年度の成果や今年度の状況を踏まえ、活動内容、経費、利用施設、地域での運営委員会のあり方、そして放課後児童クラブとの違いや関連等を検証し、本市の総合的な放課後対策を検討するために設置した「放課後子どもプラン運営委員会」で、沼津市における放課後子ども教室推進事業の進め方を検討していきたい。

2. 青少年インターネット環境整備法を受けた本市の対応について

（1）本市の児童・生徒における携帯電話の普及動向に対する認識

「質問」本市の児童・生徒における携帯電話の普及動向について、当局はどのように認識しているのか？

「答弁」携帯電話の普及状況は、昨年県教育委員会が行った保護者対象の実態調査において、本市は小学校5年生と中学校2年生で、それぞれ1校ずつが対象となり、該当となった小学校では16.5%、中学校では59.6%が子ども専用の携帯電話を所持していた。また、全国学力・学習状況調査においても、同様の傾向を示していることから、子ども達の携帯電話の使用方法等について、従来以上に適切な指導を行っていく。

「質問」抽出調査ではより正確な実態を反映できない。全市的な実態調査を実施すべきと思うがどうか？

「答弁」現在のところ、市では、新たに調査を行うことは予定していないが、全国学力・学習状況調査の類似項目等の結果を踏まえながら、その実態について研究していきたい。

（2）法施行前・後の学校教育におけるインターネットの適切な利用に関する教育の推進実態

「質問」本市において、法の施行を前・後して児童・生徒へインターネットの適切な利用に関する学校教育をどのように進めて来たのか？また、学校現場以外で取り組まれている事例はどうか？なお、小中学校への携帯電話の持ち込みについてどのように対処して来たのか？さらに、県教育委員会が提唱している「親子のケータイ契約書」などの取り組みについてどう対処していくつもりなのか？

「答弁」本市の学校教育では、総合的な学習の時間や道徳、技術・家庭科の授業を中心に、情報モラルに関する教材の使用や、外部指導者による携帯電話を含む情報機器の安全かつ適切な活用についての指導を行っている。また、法施行後は、市内教職員のうち、情報教育担当者で組織する協議会で行っている情報教育に関する効果的な指導方法の研究活動等についても強化している。一方で、子ども達が情報機器を適切に利用していくための環境づくりには、学校教育だけでなく、各家庭に対する啓発が不可欠であることから、小中学校PTAや市民に対して、青少年のインターネット利用に伴う危険と対処法を知るための講座を適時に開催している。また、携帯電話の利用に関しては、消費者保護の観点からも、市ホームページの消費生活注意情報で、子ども達を有害情報から守るフィルタリングの利用を呼び掛けたり、若者向けの啓発チラシを配布している。さらに、小中学校への携帯電話の持ち込みに関しては、広域から生徒が通学している市立高等部を除く全小中学校で原則禁止している。なお、「親子のケータイ契約書」については、有効な取り組みの一つと考えられることから、市としても、その周知等に協力していく。

「質問」学校への携帯電話の持ち込み原則禁止について、保護者の危機管理の意識が高まってきている現在、原則禁止から許可制への変更を求める声が大きくなりつつあると認識しているが、学校への携帯電話の持ち込みについて、改める考えはあるのか？

「答弁」学校への携帯電話の持ち込みについて、携帯電話を学校で使用する必要があるとは考えられないことから、今後も小中学校における携帯電話の持ち込みは原則禁止としていきたい。但し、ケースによって、どうしても持ち込む必要がある時は、学校長の判断により、許可する場合もある。